

## 令和6年度入札・契約制度の改正について

### 1 業者登録制度の改正

#### (1) 業者登録（競争入札参加有資格者名簿）において複数種目に登録できる種目の拡大

より適切な競争環境を整えるとともに、応札が少ない建築設計・設備設計での入札不調を防ぐため、令和7年度登録（6年秋申請分）から、複数種目に登録できる種目を拡大します。

（複数種目に登録できる種目）

	現行	令和7年度（6年秋申請分）から
工事	土木工事 建築工事	土木工事 建築工事 舗装工事
測量・設計等	測量 土木設計	測量 土木設計 地質調査
	—	建築設計 設備設計

※ 網掛けは、市内中小企業からの申請を受けて等級格付を行っている種目

### 2 等級格付制度の改正

#### (1) 本市から受注した工事、測量・設計等の格付における評価の見直し

格付業者の現在の施工・履行能力等をよりの確に反映したものとするため、令和7年度格付（6年秋申請）から、平均工事成績の評価を段階的に抑制するとともに、最高施工・履行額の評価を段階的に廃止します。

なお、24時間365日の緊急対応が必要な一部の単価契約工事について、令和6年度から工事担当局による成績評定の対象とし、令和8年度格付（7年秋申請分）から平均工事成績に算入します。

	現行	令和7年度格付（6年秋申請分）から
平均 工事 成績 による 評価	$(\text{成績の単純平均} - 60) \times 5$  例 平均80では、100点 ※ 平均60未満での減点なし  ※ 単価契約工事は対象外	7年度格付 $(\text{成績の加重平均} - 60) \times 4$ 8年度格付 $(\text{成績の加重平均} - 60) \times 3$ 9年度格付 $(\text{成績の加重平均} - 60) \times 2$  例 平均80では、40点 ※ 平均60未満では、算定式に従い減点 ※ 加重平均は、契約金額を10万円で除した数の常用対数を用います。（注） ※ <u>加重平均は、移行期間として12年度格付まで単純平均と併用</u> ※ <u>24時間365日の緊急対応が必要な一部の単価契約工事の成績を8年度格付から算入</u>

注 常用対数（底を10とする対数）を用いた加重平均の方法（A工事とB工事の場合）

$$\frac{A\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) \times \text{成績} + B\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) \times \text{成績}}{A\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) + B\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000)}$$

	現行	令和7年度格付（6年秋申請分）から
1件 最高 施工・ 履行額 による 評価	0点～200点（24段階）	7年度格付 0点～ <u>170</u> 点（ <u>22</u> 段階） 8年度格付 0点～ <u>140</u> 点（ <u>20</u> 段階） 9年度格付 0点～ <u>120</u> 点（ <u>18</u> 段階） 10年度格付 0点～ <u>100</u> 点（ <u>16</u> 段階） 11年度格付 0点～ <u>80</u> 点（ <u>14</u> 段階） 12年度格付 0点～ <u>60</u> 点（ <u>12</u> 段階） 13年度格付 0点～ <u>40</u> 点（ <u>9</u> 段階） 14年度格付 <u>廃止</u> ※ 最高施工・履行額は、6年度格付で評価した 5年10月受注までの最高額で固定します。 （それ以降、より高額な受注があっても更新 しません。）

## (2) 土木工事格付・舗装工事格付における建設機械台数の評価の導入

災害に強いまちづくりを一層推進するため、7年度格付（6年秋申請分）から、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」を基に本市評価事項（主観点）でも更に評価します。

	現行	令和7年度格付（6年秋申請分）から
経営事項（客観点）での 評価	経営事項審査で評価	経営事項審査で評価
本市評価事項（主観点） での評価	なし	<u>経営事項審査上の台数を評価</u> <u>1台 …… 3点</u> <u>2台以上…… 5点</u>

## (3) 管工事の等級格付における要件の緩和（実施済み）

令和5年度から集中熱源方式の空調工事の主な参加要件を等級格付に変更したことに伴い、令和6年度格付（5年秋申請分）から、上下水道局の指定給水装置工事事業者・指定下水道工事事業者でなくても管工事の等級格付が得られるように緩和しました。

なお、上下水道局の指定給水装置工事事業者・指定下水道工事事業者でなく給排水設備の工事を受注した場合には、上下水道局の指定給水装置工事事業者・指定下水道工事事業者を下請負人とする必要があります。（一括下請負が建設業法により禁じられていることにも留意してください。）

#### (4) 建築工事・電気工事・管工事の格付の下位等級の統合

入札不調等を防ぐため、令和6年度から、次の格付等級の統合を行います。

		現行	令和6年度から
建築工事	F等級	5百万円以上10百万円未満	_____ 10百万円未満
	G等級	5百万円未満	<u>F等級に統合</u>
電気工事	D等級	5百万円以上10百万円未満	_____ 10百万円未満
	E等級	5百万円未満	<u>D等級に統合</u>
管工事	D等級	5百万円以上 8百万円未満	_____ 8百万円未満
	E等級	5百万円未満	<u>D等級に統合</u>

### 3 入札制度の改正

#### (1) 最低制限価格等を算定する際に乗じるランダム係数の見直し

最低制限価格等の漏えい等の不正を防止するために同価格を算定する際に乗じているランダム係数について、令和6年度（6年4月開札分）から係数の幅を縮小します。

	現行	令和6年度から
係数の幅	1.000～1.010	1.000～ <u>1.003</u>
段階数	0.001ごとの11段階	<u>0.0003ごとの11段階</u>

#### (2) 業法等以外の一般法令等違反に係る参加停止措置の見直し

業法等（注1）以外の一般法令等（注2）の違反により行政庁の処分を受けた場合の参加停止期間について、現在、行政庁を問わず「違反の是正を求める処分の場合は、1月以上で是正されるまで」としていますが、令和6年度から「違反の是正を求める本市の処分の場合は、1月以上で是正されるまで」とします。

	現行	令和6年度から
行政庁の処分	1月。ただし、違反の是正を求める処分の場合は、1月以上で是正されるまで	1月。ただし、違反の是正を求める <u>本市の処分</u> の場合は、1月以上で是正されるまで

注1 建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、警備業法等の営業する者の資格、業務の範囲、設備その他について規制する法令等

注2 道路交通法、出入国管理及び難民認定法、河川法、建築基準法、労働安全衛生法等の法令等

## 令和6年度入札・契約制度の運用の見直しについて

### 1 等級格付制度の運用の見直し

#### (1) 等級ごとの総合点数の分布の範囲の公表

令和6年度格付（6年3月下旬結果通知分）から、等級ごとの総合点数の最低点を京都市入札情報館で公表します。（最低点は、毎年度変わります。）

	現行	令和6年度格付から
格付通知	御自身の等級・総合点数を郵送	御自身の等級・総合点数を郵送
等級別最低点の公表	—	等級ごとの総合点数の最低点を入札情報館に掲載
名簿の公表	競争入札参加有資格者名簿（種目別、格付等級付記）を入札情報館に掲載	競争入札参加有資格者名簿（種目別、格付等級付記）を入札情報館に掲載

### 2 入札制度の運用の見直し

#### (1) 工事の年間発注見通しの概算額区分の細分化

早い段階で入札参加を検討していただけるよう、令和6年度から、概算額区分を細分化します。

現行	令和6年度から
WTO対象	WTO対象
4億円以上 WTO対象未満	<u>10億円以上</u> WTO対象未満 4億円以上 <u>10億円未満</u>
1億円以上 4億円未満	1億円以上 4億円未満
5,000万円以上 1億円未満	5,000万円以上 1億円未満
2,500万円以上 5,000万円未満	2,500万円以上 5,000万円未満
250万円超 2,500万円未満	250万円超 2,500万円未満

#### (2) 建築工事における共同企業体（JV）・単独の選択制の本格実施

建築工事の入札においては、予定価格（税込）が概ね7億円以上である場合は、共同企業体（JV）での参加を要件とすることを標準としています。（工事の内容や技術的特性等により、異なる要件とすることがあります。）

入札不調等を防ぐため、令和6年度から、予定価格（税込）が7億円以上10億円未満である場合は、共同企業体（JV）・単独のどちらで参加するかを参加者が選択できる取扱いを標準とします。（引き続き、工事の内容や技術的特性等により、異なる要件とすることがあります。）

### (3) 工事の入札時の本市の設計内訳書のエクセルでの提供の試行

入札時に電子入札システムにPDFファイルで掲載している本市の設計内訳書（数量表／設計内訳書等）について、入札参加者の積算作業の効率化を図るため、令和6年度から、都市計画局が発注する全ての営繕工事でエクセルファイルに変更し、効果や課題を確認します。

現行	令和6年度から	
文字列選択可能なPDFファイルを掲載	通常	文字列選択可能なPDFファイルを掲載 ※ 文字列を選択してコピーし、入札参加者のシステムやエクセル等に貼り付けることが可能です。
	都市計画局の営繕工事	エクセルファイルを掲載〔試行〕 ※ セルを選択してコピーし、入札参加者のシステムやエクセル等に貼り付けることで、作業効率が向上します。

### (4) 工事の入札時の設計図書の入札情報館での提供の試行

入札時に電子入札システムに掲載している設計図書（図面、設計内訳、特記仕様書等）について、入札参加者の負担軽減や本市の業務の効率化を図るため、令和6年度から、土木工事等の一部で掲載先を京都市入札情報館に変更し、効果や課題を確認します。

	現行	令和6年度から	
ICカード利用	電子入札システムでダウンロード	通常	電子入札システムでダウンロード
		土木工事等の一部	入札情報館でダウンロード〔試行〕
IDカード利用 (注)	契約課内の端末機で複写承認書を印刷し、設計図書販売業者で購入	通常	契約課内の端末機で複写承認書を印刷し、設計図書販売業者で購入
		土木工事等の一部	入札情報館でダウンロード〔試行〕

注 普段ICカードを利用している方がICカードや社内ネットワークの不具合等により、一時的にIDカードの交付を受けて利用する場合があります。

※ IDカードを用いて契約課の入札端末機で入札している方は、より便利なICカードの取得の御検討をお願いします。

### (5) 工事の入札期間前に違算等が判明した場合の対応の一部変更の試行

入札期間前に違算等が判明した場合、対応方法等を周知することで入札の公平性を確保できるときは、続行することがあります。

しかし、設計図書への質問を受け付けておらず、かつ、参加可能業者を特定できない入札（種目や格付等級を限定しない入札）では、周知方法がないため入札を中止しています。

入札中止・入札やり直しによる参加者の負担や工事等の遅れを防ぐため、令和6年度から、参加可能業者を特定できないときも、入札期間初日の5開庁日前までに入札情報館にその旨を掲載して続行できる取扱いを土木工事等で試行します。

このため、種目や格付等級を限定しない入札に参加する際は、入札前に京都市入札情報館の再確認をお願いします。

		現行	令和6年度から
設計図書への質問を受け付ける入札		質問に対する回答（入札期間の5開庁日前までに公開）に併せて違算等の事実及び対応を記載して続行	質問に対する回答（入札期間の5開庁日前までに公開）に併せて違算等の事実及び対応を記載して続行
設計図書への質問を受け付けない入札	参加可能業者を特定可能	電話等で違算等の事実及び対応を伝えて続行 ※ 入札期間の直前は、原則中止	入札情報館に違算等の事実及び対応を掲載するとともに、電話等でも伝えて続行 ※ 入札期間の直前は、原則中止
	参加可能業者を特定不可能	入札中止	<u>土木工事等では、入札期間の5開庁日前までに入札情報館に違算等の事実及び対応を掲載して続行〔試行〕</u> ※ 4開庁日前からは中止

※ 公平・適正な入札を確保できない場合は、いずれの場合でも中止します。

### (6) 低入札価格調査辞退を入札時に表明できる取扱いの開始

低入札調査基準価格を適用する案件（総合評価案件等）において、開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合は、2開庁日後の所定時刻までに、調査に要する書類を提出し、又は調査辞退届を提出する必要があるため、落札者決定まで時間を要します。

開札・落札者決定等をより円滑・迅速に行い、非落札者が他の工事等に参加しやすくするため、令和6年度から、総合評価案件（WTO案件を除きます。）の入札参加確認申請書においてあらかじめ調査辞退を表明できる様式とし、同申請書において調査辞退を表明した参加者が、開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合には、改めて調査を受けるか辞退するかを確認することなく、直ちに調査辞退として取扱います。

### 3 契約関係書類の見直し

#### (1) 工事の下請負契約等通知書の見直し

下請負契約等通知書について、受注者の負担軽減を図るため、施工体制台帳と重複する下請・警備の業者名の記入を不要とするとともに、受注者が自ら調達する資材等も記入対象であることをより分かりやすくするなどの見直しを行います。

なお、公契約基本条例では、受注者等は市内中小企業との下請契約や市内産材の使用に努めることとしており、入札公告や工事請負契約書でも、受注者は下請契約や資材等の調達契約の相手方を市内中小企業の中から選定するよう努めることとしています。

今後とも、下請・警備の契約のほか、資材・リース・測量・調査等の契約を受注者が行う際は、市内中小企業との見積合わせや契約に努めてください。市外業者と契約する場合は、引き続き、市外業者選定理由書を添付してください。

	現行	6年度から
題名	下請負契約等 通知書	下請・資材等契約 通知書
主な項目	[共通] 業者名、契約内容、回数、予定金額、 社保加入状況、市内・市外の別	[下請・警備] 市内業者数、市外業者数 [資材等] 業者名、契約内容、市内・市外の別
標準様式	ワード	エクセル又はワード